

## 時代の眼

# 中国の老親扶養

湯 沢 雍 彦

中国は、老人人口からみても世界一の大国である。1990年センサスによると、総人口11億3,000万のうち60歳以上が1億3,000万人いて11.5%を占めるから、指導者はすでに「高齢社会」に入っていると自覚している。社会保障が未成熟な中国において、この老人存在が巨大な社会問題になることはまちがいない。

20年ほど前までは、老親扶養の強い意識と慣習がこの問題をカバーしてきたが、若者の流動が激しくなった最近では、その慣習が動揺している。都市部の男性老人は74%に年金があり、医療費も80%の人が公費負担ですんでいるが、農村では年金はほとんどなく、男性の4%、女性の0.3%しか医療費公費負担を受けていない(1987年、60歳以上)。だから、農村では半数以上が、都市でもかなりの者が子の扶養を頼りにしている。

新婚姻法第15条は「扶養扶助の義務」を明記しており、具体的には、精神上的の尊敬ばかりでなく、経済上の扶養を含み、さらには生活の面倒をみることも含むとされる。生活の面倒とは、具体的には「食事の世話をすることだ」ということも強調されている。

しかし一部の地域では、扶養されないばかりか、老人虐待まで起こっている。山東省の調査では、親孝行しない子どもが10%前後いるという。河北省石家地区では、扶養訴訟が86年に2,131件、87年には2,340件起り、全民事訴訟発生件数の10.9%にまで上昇している。天津では、市内でも郊外農村でも扶養をめぐる紛争が急増し、年間1,000件以上の事件が人民法院に係属するようになった。

そのため、86年頃から老人の合法權益を保護する法規を制定する地域が多くなってきた。

具体的な手段としては、親子間で扶養契約（贍養協議）を結ぶことを奨励している。たとえば、北京市では1992年前半期で1,000件、山東省禹城県では91年に5万件も締結されたという。

ではどのような内容のものか、北京市郊外農村の一例を紹介してみよう。

「〔1. 住居〕父母の住居は、長男某、次男某のいずれ方と同居する場合でも、一番良い部屋（南向きの部屋続きの内でも東の部屋）とする。毎年10月1日を移転の日とし、その同居期間は1年と

---

する。家屋の所有権は2人の息子にあり、父母は使用権を持つのみである。

〔2. 食料〕父母各自の食料は、2人の息子が責任を負う。各自につき毎年小麦300斤、米100斤とし、給付日には、小麦は収穫の初秋後に米は収穫の晩秋後に、とする。もし、父母が食事の支度など日常生活を自ら行えなくなった場合には、2人の息子が責任を負う。いずれの息子であれ、その家で食事の面倒をみる。」(以下略。加藤美穂子「中国高齢者扶養問題の現状」より)

これは、かつて日本農村の一部で行われた「家族農業協定＝親子契約」によく似ている。日本では結局拡まらなかったが、中国の扶養契約がどう展開するか、今後の行方を見守りたいものだと思う。

だが他方において、伝統的な親孝行意識も根強く存在している。

この春、私共調停研究者が訪中した時、中国民政局の女性、刘さん(40歳)が終始ガイド役として世話してくれた。ある食後の雑談で、「自分の長所を1つずつ挙げてみよう」ということになり、我々は、「目が良いこと」「虫歯がないこと」などと言いあって、最後に刘さんの番を待った。刘さんはしばらく考えていたが、「親孝行なこと」とずばり言って我々を驚かせた。「隣家に住む母親の世話を出来る限りしています」と胸をはるのである。

天津市の婚姻登記処を訪問した夜は、その処長が中心になって晩餐会を開いてくれた。ところが正に宴が始まろうとする時、処長は「他に大事な用があるので退席します」と挨拶した。日本ではまず考えられないことなので我々がびっくりしていると、「今晚は妻の父親が80歳の誕生日で、その祝いの宴がある。それをはずすことは孝行に反することになるのでとても出来ない。失礼だがお許しください。」とのことだった。もっとも、それを配慮して同じレストランに2つの宴を用意して、時々顔を出してくれたが、中心はあくまで親の宴の方に置いていた。全体としては、親孝行もさすがに健在な国なのである。

(ゆざわ・やすひこ お茶の水女子大学教授)